

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
1	調達仕様書案 要件定義書案	1 64	調達仕様書案 1. 調達案件の概要 1.4. 用語の定義 要件定義書案 3. 非機能要件定義 3.13. 移行に関する事項 (10) 本番移行 (キ)	【調達仕様書(案)用語の定義】 「現行CMS運用事業者：令和9年5月末まで運用保守業務を行う予定である。」 【移行要件(切り戻し)】 「令和9年6月(1か月間)は、次期財務省ホームページの不具合等により、現行財務省ホームページへの切り戻しが必要となった場合には... 切り戻し処理を行うこと。」	並行稼働期間(令和9年6月：1か月間)について、以下の点を明確にしていきたい。 ①現行システムの運用主体 仕様書では現行CMS運用事業者の契約が「令和9年5月末まで」と定められているが、6月に切り戻しが必要となった場合、現行システム維持管理の責任主体(発注者側対応か、次期HP受注者が担うか)を明確にしていきたい。 ②コンテンツ更新の取り扱い 並行稼働期間中に財務省コンテンツ担当者がコンテンツ更新を行う場合、新旧両システムへの二重更新が発生するか否か、および発生する場合の担当者・作業量の考え方を示していきたい。 ③引継ぎ条件 現行CMS運用事業者から次期HP受注者への業務引継ぎ(運用マニュアル・設定情報等の提供)の時期・方法・範囲を明確にしていきたい。	現行CMS運用事業者の契約が令和9年5月末で終了する一方、切り戻し可能期間は令和9年6月(1か月間)であり、現行システムの維持管理主体が仕様書上で示されておらず、並行稼働中の役割分担・作業量が不明では受注者側の人員・費用計画が立てられないため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、切り戻しや移行直後の調整のため、現行CMSに係る運用・保守業務及び賃貸借の契約期間を延長することを検討しています。 また、並行稼働期間中、新旧両システムにおいてコンテンツを二重更新する運用は想定しておりません。 コンテンツ更新は次期システムにおいて実施し、やむを得ず現行システムでの更新が必要となる場合に限り、PJMOが限定的に対応する方針とします。 要件定義書案 3.非機能要件定義 3.14. 引継ぎに関する事項 (1) 引継ぎ計画書の作成 「行政LAN事業者及び現行CMS事業者からの引継ぎ開始前に、(略)PJMOの承認を得ること。なお、PJMOは、受注者が作成した「引継ぎ計画書」を行政LAN事業者及び現行CMS事業者に示し、必要な調整を行うこととする。」
2	調達仕様書案	5	1. 調達案件の概要 1.6. 契約期間	契約締結の日から令和13年3月31日までただし、設計・構築業務の契約期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。また、移行時の切り戻しや移行直後の調整を想定し、次期システムのリリース(公開)準備業務の契約期間は令和9年4月1日から令和9年6月30日まで、運用・保守業務の契約期間は令和9年7月1日から令和13年3月31日までとする。	次期システムの設計・構築業務とリリース(公開)準備業務について「4. 作業の実施内容に関する事項」の各作業タスクの紐づけはあるか。ある場合は、明記頂きたい。 また、紐づけはなく、受託者からの提案で進める場合は、その旨を記載いただきたい。	各作業タスクの作業スケジュール策定に影響するため。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。 調達仕様書1.7.に記載のとおり、作業の詳細スケジュールについては、全体の作業スケジュールを踏まえてご提案いただき、受注後の調整、協議等を経て確定させたいと考えております。
3	調達仕様書案	5	1. 調達案件の概要 1.6. 契約期間	また、移行時の切り戻しや移行直後の調整を想定し、次期システムのリリース(公開)準備業務の契約期間は令和9年4月1日から令和9年6月30日まで、運用・保守業務の契約期間は令和9年7月1日から令和13年3月31日までとする。 なお、現行行政LANからGSSへの切り替えは令和9年6月中に実施する予定である。	運用・保守業務の契約期間は令和9年7月1日からとありますが、次期システムのリリース(公開)準備業務の契約期間は令和9年4月1日から令和9年6月30日の間に現行行政LANからGSSへの切り替えが行われると本番稼働になると思われます。その期間の運用・保守はどのように想定されていますでしょうか。	現行行政LANからGSSへの切り替えが令和9年6月中に行われた場合に運用・保守における空白期間が存在するために障害等が発生した場合にどのような想定をされているか教えていただきたいため。	無	要件定義書3.16.(3)(ア)に記載のとおり、次期システム稼働後は運用・保守業務を行っていただくものと考えております。
4	調達仕様書案	5	1. 調達案件の概要 1.7. 作業スケジュール 図1 作業スケジュール	図1 作業スケジュール リリース(公開準備)	通常リリースおよびリリース準備で3か月は長期かと思われそうですが、本期間について想定されているリスクなどがあればご提示ください。	期間妥当性をご確認するため。	無	リリース(公開)準備業務の期間(令和9年4月～6月の3か月間)については、以下の作業・リスクへの対応を想定しているため設けています。 ①次期システム本番稼働直後に発生しうる不具合・表示崩れ等の調整対応 ②現行行政LANからGSS(ガバメントソリューションサービス)への切り替え(令和9年6月予定)に伴うネットワーク疎通確認・切り戻し対応 ③現行財務省ホームページへの切り戻しが必要となる場合の対応期間の確保 ④財務省職員(コンテンツ担当者)への操作習熟支援・引継ぎ完了の確認 なお、作業の詳細スケジュールについては、調達仕様書1.7.に記載のとおり、提案内容を踏まえ受注後に協議・確定いたします。
5	調達仕様書案	9	4. 作業の実施内容に関する事項 4.2. 作業管理 (2) コミュニケーション方法	コミュニケーションツールを活用し、感染症流行状況においても継続性の高い開発・保守・運用体制を構築すること。PJMOとのコミュニケーション、情報共有についてもコミュニケーションツールを活用すること。	コミュニケーションツールとしてミーティング以外に、大容量ファイルの送受信を行うツールについて受託者にて準備が必要か否か明記いただきたい。	受託者による追加コストが発生する可能性があるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「コミュニケーションツールを活用し、感染症流行状況においても継続性の高い開発・保守・運用体制を構築すること。PJMOとのコミュニケーション、情報共有についてもコミュニケーションツールを活用すること。なお、受注者において、大容量ファイルの送受信を行うツールを用意する必要はない。」

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
6	調達仕様書案	9	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (1) 前提事項、制約事項等	各種設計書の構成、記載事項等は、原則として、行政LANにおける各種設計書の構成、記載事項等を踏まえた記載とすること。	次期では完全なクラウド環境での構成になることから、現行オンプレの設計書の構成を踏まえた記載は難しいため、本記載は削除していただきたい。		有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「各種設計書の構成、記載事項等は、行政LANにおける各種設計書の構成、記載事項等を参考にし、記載すること。」
7	調達仕様書案	10	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (2) 基本的な要件 イ プロトタイプ の作成	プロトタイプの作成 新規機能等については、設計内容が実現したい要件を満たしているか、利用者の利便性が向上するようなUI/UXとなっているか等を確認するために、必要に応じてプロトタイプによりPJMOとともに検証を行い、結果をPJMOに報告すること。	「プロトタイプの作成」について新規機能等を指しているものと思われませんが、新環境のCMSの操作性等を確認する意図がある場合は、「新規機能及び、現状機能を代替する機能については」とすべきかと存じます。	新規機能の表現では曖昧であり、作業スコープに漏れがでる可能性があるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「CMSやコンテンツの新規機能及び現状機能を代替する機能等については、設計内容が実現したい要件を満たしているか、利用者の利便性が向上するようなUI/UXとなっているか等を確認するために、必要に応じてプロトタイプによりPJMOとともに検証を行い、結果をPJMOに報告すること。」
8	調達仕様書案	10	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (3) 基本設計及び詳細設計の実施(アプリケーションプログラム)	ア～ウ	パッケージ製品による機能提供の場合に、ア～ウにおける要件をどこまで満たす必要があるかご教示いただきたい。	パッケージ製品の場合に内部定義等の情報は非公開になるために設計書に記載できる項目が限られるため。	無	パッケージ製品(CMS等)については、製品仕様として非公開となっている内部定義等の記載は不要とします。 受注者が独自に設計・実装した部分(カスタマイズ、連携機能、IaC設定等)を設計書の記載対象とし、パッケージ製品の標準機能については製品のドキュメント(マニュアル等)をもって代替可能とします。
9	調達仕様書案	12	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (4) 運用設計の実施 エ 必要経費 (ランニングコスト)の算出	なお、運用期間中において、突発的なアクセス数増加等が見られた場合でも変更契約を行うことは想定していないことから、運用コストを勘案し、最適な契約方式となるように検討すること。	コスト試算としてアクセス数の増加に伴うパブリック基盤などの費用を入札費用として見込んでおくことで良いでしょうか。		無	ご提案によることといたします。
10	調達仕様書案	13	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (5) 基本設計及び詳細設計の実施(システム方式) イ 詳細設計	また、クラウドサービスにおける環境定義を実施し、システム方式に関する詳細設計結果を記載したものとIaC設定ファイル及びパラメータシートを作成し、PJMOの承認を得ること	PJMOの承認を得る対象は詳細設計(設定ファイル、パラメータシートは含まない)までにとどめた方がよいかと存じます。	P10の「ア 基本設計及び詳細設計」に以下の記載がある。 「PJMO やシステム関係事業者等の第三者が理解可能となるよう、特に用語の定義や表記ゆれに注意した上で、各種資料及び成果物を分かりやすく作成すること。」 上記の内容と、意見に挙げた該当部分の記載から鑑みると設定ファイル、パラメータシートのレビューをPJMOが行うように見受けられる。設定ファイルやパラメータシートの内容は詳細な設定項目が多々あるため、レビュー工数の増加や用語定義の指定に膨大な工数を要することが見込まれるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ただし、PJMOが必要と判断した場合には、IaC設定ファイルやパラメータシートの内容について説明を求めることができるものとする」
11	調達仕様書案	13	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (5) 基本設計及び詳細設計の実施(システム方式) イ 詳細設計	また、クラウドサービスにおける環境定義を実施し、システム方式に関する詳細設計結果を記載したものとIaC設定ファイル及びパラメータシートを作成し、PJMOの承認を得ること。	IaCファイルなどのレビューについて、専門的な内容も発生しますが、PJMO側での対応は確実に行っていただけますでしょうか。	作業実現性をご確認するため。	有	項番10と同様

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
12	調達仕様書案	13	4. 作業の実施内容に関する事項 4.4. 設計 (5) 基本設計及び詳細設計の実施(システム方式) ウ 環境定義	詳細設計書等をもとに、クラウドサービスプロバイダが提供する資源(OS、ミドルウェア)や本システムが個別に配置し、独自に設計・実装して利用するソフトウェア(以下、「持込みソフトウェア」という。)の環境パラメータを取りまとめたものとして環境定義書を作成すること。	環境定義書はパラメータシートで兼用してもよいものとしていただきたい。	成果物が増えることで作成工数も増加するため、パラメータを取りまとめた資料であるならば、兼用してもよいと考えるため。	無	ご提案によることといたします。 環境定義書はパラメータシートで兼用することも可能とします。
13	調達仕様書案	14	4. 作業の実施内容に関する事項 4.5. 開発・テスト (3) 開発手法	本プロジェクトでは、従来のウォーターフォールに限定せず、スパイラル/アジャイル等柔軟な対応を可能とする手法をプロジェクトの特性を踏まえ検討すること。	スパイラル/アジャイル等の手法を検討となっておりますが、これらの開発手法は、開発/テストフェーズだけではなく、設計・開発・テストを繰り返す手法と認識しています。よって、アジャイル開発を念頭に置く場合には、設計フェーズにも同様の記載が必要かと存じます。	開発スケジュール・開発手法の検討に影響が出るため。	有	調達仕様書 4.4.設計(1)前提条件、制約事項等に同様内容を追記します。 「本プロジェクトでは、従来のウォーターフォールに限定せず、スパイラル/アジャイル等柔軟な対応を可能とする手法をプロジェクトの特性を踏まえ検討すること。」
14	調達仕様書案	15	4. 作業の実施内容に関する事項 4.5. 開発・テスト (6) ドメインについて	「また、ドメイン名の登録申請など、必要に応じてデジタル庁と連携を行うこと。」	修正案 また、ドメイン名の登録申請など、必要に応じて当省を介したうえでデジタル庁と連携を行うこと。	デジタル庁との連携は貴省が実施いただくものと考えたため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、ドメイン名の登録申請など、必要に応じてPJMOを介してデジタル庁と連携を行うこと。」
15	調達仕様書案	16	4. 作業の実施内容に関する事項 4.5. 開発・テスト (9) テスト(受入テストを除く) ア 前提事項、制約事項等	総合テスト(機能テスト、性能・拡張性テスト、可用性テスト、運用・保守性テスト、セキュリティテスト、移行性テスト、システム環境・エコロジーテスト等の観点を含む)	エコロジーテストに関して当該部分以外で記載がありませんが、エコロジーテストとはどういった内容を指しますでしょうか。	記述内容を明確化するため。	無	IPA 非機能要求グレード 2018 システム基盤の非機能要求に関する大項目の「システム環境・エコロジー」に関する非機能テストを想定しております。
16	調達仕様書案	16	4. 作業の実施内容に関する事項 4.5. 開発・テスト (9) テスト(受入テストを除く) ア 前提事項、制約事項等	総合テスト(機能テスト、性能・拡張性テスト、可用性テスト、運用・保守性テスト、セキュリティテスト、移行性テスト、システム環境・エコロジーテスト等の観点を含む)	「移行性テスト」とは「移行テスト」の誤記でしょうか。意味合いが異なる場合は記載内容について補足ください。	記述内容を明確化するため。	無	IPA 非機能要求グレード 2018 システム基盤の非機能要求に関する大項目の「移行性」に関する非機能テストを想定しております。
17	調達仕様書案	17	4. 作業の実施内容に関する事項 4.5. 開発・テスト (9) テスト(受入テストを除く) カ テストにおける留意事項	運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を円滑に実施するための観点から、各テスト実施時の考慮漏れ等を発覚させないことを目的として、各テスト計画書及び各テスト仕様書は、運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を担当する者へのレビューを必須とすること	修正案 運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を円滑に実施するための観点から、各テスト実施時の考慮漏れ等を発覚させないことを目的として、各テスト計画書(単体、結合除く)及び各テスト仕様書(単体、結合除く)は、運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を担当する者へのレビューを必須とすること。	レビュー担当者が増える分、作成工数の増加が見込まれます。 運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を担当者で重要になるのは運用を考慮したテスト工程となる総合試験のみとしてよいと考えたため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を円滑に実施するための観点から、各テスト実施時の考慮漏れ等を発覚させないことを目的として、各テスト計画書及び各テスト仕様書(単体、結合除く)は、運用業務及び賃貸借(保守業務を含む)を担当する者へのレビューを必須とすること。」
18	調達仕様書案	19	4. 作業の実施内容に関する事項 4.7. 移行 (2) 外部DNSの切替え	切替え時期や切替え方法について、受注者はPJMO、デジタル庁及びGSS 移行支援事業者と調整すること。	修正案 切替え時期や切替え方法について、受注者はPJMOを介したうえで、デジタル庁及びGSS 移行支援事業者と調整すること。	デジタル庁、GSS移行支援事業者との連携は貴省が実施いただくものと考えたため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「切替え時期や切替え方法について、受注者はPJMOを介してデジタル庁及びGSS 移行支援事業者と調整すること。」

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
19	調達仕様書案	22	4. 作業の実施内容に関する事項 4.10. 運用 (4) 大規模災害等発生時の対応	受注者は、大規模災害等発生時において、財務省業務継続計画等に基づき、PJMOからの指示に従い、財務省ホームページの復旧を行うこと。	大規模災害発生時の対応として、受託者が被災した際においても切り替え・切り戻しが行えるように複数の事業者拠点から対応が行える必要があるかと存じます。その旨追記いただきたい。	現在の記載ではシステムに関する対応のみが考慮されているように捉えられるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「受注者は、大規模災害等発生時の対応として、受託者が被災した際においても切り替え・切り戻しが行えるよう、財務省業務継続計画等に基づき、PJMOからの指示に従い、財務省ホームページの復旧を行うこと。」
20	調達仕様書案	24	4. 作業の実施内容に関する事項 4.15. 成果物の作成 表 2 成果物一覧	13 ソースコード（IaC設定ファイル類を含む）一式（ソースコードのコメントは原則として日本語または英語に限定すること。） 設計・開発の状況に応じて順次 16 実行プログラム一式 設計・開発の状況に応じて順次	オープンソースソフトウェア（OSS）製品ではない製品を導入する場合、それらのソースコードや実行プログラムは製品提供元の権利物となり納品対象とはならない想定ですがご認識相違ないでしょうか。（貴省向けに開発したカスタマイズ機能部分についてはこの限りではない想定です。）	成果物のソースコードおよび実行プログラム納品についてご確認するため。	無	パッケージ製品（CMS等）については、製品仕様として非公開となっている内部定義等の記載は不要とします。 受注者が独自に設計・実装した部分（カスタマイズ、連携機能、IaC設定等）を設計書の記載対象とし、パッケージ製品の標準機能については製品のドキュメント（マニュアル等）をもって代替可能とします。
21	調達仕様書案	28	5. 作業の実施体制・方法に関する事項 5.2 作業要員に求める資格等の要件 (1) プロジェクト全体管理者 (2) システム設計・開発・保守班リーダー (3) システム設計・開発・保守班（クラウドサービスの設計・開発担当者） (4) システム運用班リーダー (6) 情報セキュリティ責任者	上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなる者。	「上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなる者。」についてはご提案時に各要員の事務経験や経歴を明記した上で同等の能力かどうかを貴省にご判断いただく形でしょうか。	作業要員に求める資格等についてご確認するため。	無	ご認識のとおりです。 提案書において、各作業要員の職務経歴（担当業務・役割・実績期間等）を明記いただき、指定した資格・試験の合格者と同等の能力を有することを確認・判断いたします。
22	調達仕様書案	29	5. 作業の実施体制・方法に関する事項 5.2 作業要員に求める資格等の要件 (3) システム設計・開発・保守班（クラウドサービスの設計・開発担当者）	・財務省ホームページと同等規模以上のアクセス数、ページ数、CGIスクリプト等を有するWebサイトの設計・開発業務の経験を有する者 ・財務省ホームページと同等規模以上のアクセス数、ページ数、CGIスクリプト等を有するWebサイトにおいて、設計・開発業務の管理者を担当した経験を有する者 ・財務省ホームページと同等規模以上のアクセス数を有するアクセスログ解析システムの設計・構築業務の経験を有する者	アクセス数、ページ数、CGIスクリプト等、同等規模以上とする要件が多いため、事業者が限定される可能性はないでしょうか。 例えば、以下の要件とするのはいかがでしょうか。 ・中央省庁のホームページ及びWebサイトの設計・開発業務の経験を有する者 ・中央省庁のホームページ及びWebサイトにおいて、設計・開発業務の管理者を担当した経験を有する者 ・中央省庁のホームページ及びWebサイトにおいて、アクセスログ解析システムの設計・構築業務の経験を有する者	適合する作業要員の要件により、入札参加可能な事業者を限定しないようにするため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「財務省ホームページと同等規模以上のアクセス数、ページ数、CGIスクリプト等を有する中央省庁または地方公共団体等のホームページ及びWebサイトにおいて、設計・開発業務の経験を有する者 ・財務省ホームページと同等規模以上のアクセス数、ページ数、CGIスクリプト等を有する中央省庁または地方公共団体等のホームページ及びWebサイトにおいて、設計・開発業務の管理者を担当した経験を有する者 ・財務省ホームページと同等規模以上のアクセス数、ページ数、CGIスクリプト等を有する中央省庁または地方公共団体等のホームページ及びWebサイトにおいて、アクセスログ解析システムの設計・構築業務の経験を有する者」

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
23	調達仕様書案	32	6. 作業の実施に当たっての遵守事項 6.2. 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 (3)	(3) 脆弱性が生じないように留意して設計・開発し、稼働前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。	脆弱性の検査回数は明記した方がよいかと存じます。	脆弱性検査の回数によって、作業工数が異なってくるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「(3) 脆弱性が生じないように留意して設計・開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。脆弱性の検査については原則年1回を想定しているが、情報セキュリティ上の問題が生じた場合には情報セキュリティ対策の一環として脆弱性検査を実施する可能性がある。」
24	調達仕様書案 別添資料3.CMS機能要件	34	6.作業の実施に当たっての遵守事項 6.7 情報セキュリティの管理体制について (3) F9-3 ホームページ管理 ログ管理	操作ログや作業履歴等	必要な操作ログや作業履歴は、早い段階で必須となるものを特定しておくことが望ましいです。ファイルの改版履歴、ワークフロー履歴、ユーザ毎のログイン・操作履歴等は必須事項かと考えます。	CMS選定の上で必要な情報となるため。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。 なお、要件定義書3.5.(2)(イ)に記載のとおり、障害等が発生した際に原因追求が可能となるよう、操作ログやアクセスログ等のシステムログ、例外事象発生に関するログ等を取っていただきたいと思いますと考えております。
25	調達仕様書案	37	8. 入札参加に関する事項 8.1. 公的な資格や認証等の取得 (4)	(4) 応札希望者は、以下に示す要件を満たしていることが望ましい。ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業(※)を除く)であること。イ 設立から10年未満であること。	削除を検討願います。	仕様書8.1.(3)の要件にてユースエール認定の項目が含まれており、当該項目は中小企業であることを重ねて評価する内容となっているため。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。 「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の実施要領(2024年1月15日デジタル社会推進会議幹事会決定)」に基づくものであり、中小企業者であることのみをもって評価するものではありません。
26	調達仕様書案	37	8. 入札参加に関する事項 8.2. 受注実績	なし	受注実績へ、以下の追加を検討願います。 GSSへの切替に伴う調整・接続対応を含む業務実績を有すること。	現在、現行インターネット接続回線事業者が提供している外部DNSサービスは、行政LANのGSS移行に伴い、デジタル庁が調達する外部DNSサービスに移行する。そのため、サービスの切り替え等については、PJMO、デジタル庁及びインターネット接続回線事業者等の関係者と調整が必要であるため。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。
27	要件定義書案	1	1. 業務要件定義 1.2. 業務実施手順 (2) CMS 表 1-1 業務の範囲(業務機能とその階層)	テンプレート追加・更新	テンプレートの追加・更新については対応するテンプレートによって都度対応を調整とした方がよいかと存じます。	テンプレートの追加・更新については内容によって大きく作業量が異なるため、都度調整としない場合、設計や運用費用が膨大になる可能性があるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり、修正します。 階層0 O16 テンプレート編集 階層1 O16-1 テンプレート(テンプレートファイル/入力項目定義)編集 O16-2 利用可能テンプレート設定 O16-3 テンプレート共通部分(ヘッダー/フッター/政策メニュー)の変更 なお、テンプレートの追加・更新作業は受注者(ベンダ)が実施する不定期業務であり、個々の作業内容・規模に応じて都度調整のうえ対応します。
28	要件定義書案	8	1. 業務要件定義 1.7. 情報システム化の範囲 (1) 情報システム化の範囲 図 1 業務概要図・全体構成(想定)	(1) 情報システム化の範囲 本調達の範囲は、下図の赤枠部分に示す範囲である。 図 1 業務概要図・全体構成(想定) 専用線(100Mbps)2回線	専用線について2回線必要な理由は冗長化を行うためでしょうか。専用線については費用が高額になる想定のため、2回線となると回線費用が更に高額化します。必要に応じてご再考をお願いいたします。	専用線についての記述についてご確認するため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下の要件をを削除いたします。 要件定義書3.11.(5)ネットワーク構成の帯域保証要件(常時100Mbps) (エ)「表22項番3に記載した「1秒以内の公開」を実現するために、財務省とパブリッククラウド(東ロケーション)間に、100Mbpsの専用線もしくはVPN線(以下「専用線等」というを構築すること。 なお、財務省とパブリッククラウド(西ロケーション)間に専用線等を構築する必要は無い。」 パブリッククラウドを活用したWebコンテンツ公開機能については、行政LANとの間で常時大容量通信を前提とした設計としておらず、帯域保証を明示する合理的な根拠がないと判断しました。 ネットワーク構成(帯域・冗長化の可否等)については受注者の設計判断に委ねます。

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
29	要件定義書案	13, 14	2. 機能要件定義 2.2. 画面に関する事項 (2) 画面イメージ (3) 画面遷移の基本的な考え方	(2) 画面イメージ CMSの管理画面については、原則として、CMS標準の画面UIを使用すること。 (3) 画面遷移の基本的な考え方 トップ画面遷移図の一例を以下に記載する。 なお、画面遷移についてはCMSの標準仕様に準拠すること。	本項の「CMS」とは現行CMSではなく、本調達において採用するCMS標準の画面UIという理解でよいでしょうか。	もし現行CMSを指す場合、他のCMSでの提案がほぼ不可能になってしまうため。	有	画面イメージに記載の要件については、本調達において採用するCMS標準の画面UIに対する要件となります。 要件を明確にするため、以下のとおり修正します。 「CMSの管理画面については、原則として、採用するCMSの標準仕様の画面UIを使用すること。」
30	要件定義書案	14	2. 機能要件定義 2.2. 画面に関する事項 (4) 画面設計ポリシー	(4) 画面設計ポリシー 画面設計における要件を以下に示す。	CMS管理画面について「(2) 画面イメージ」において「原則として、CMS標準の画面UIを使用すること。」との記載があるが、本項と相反する場合は構築時に貴省と相談の上で決定するという理解でよいでしょうか。	本項が優先される場合、CMS標準の画面UIを使用することが難しく画面改修等が必要になることで、大きな費用増（一時費用および保守費用）が想定されるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「画面設計における要件を以下に示す。採用するCMSの標準仕様の画面UIが各要件を満たさない場合、PJMOと協議の上で画面改修の要否を決定する。」
31	要件定義書案	15	2. 機能要件定義 2.2 画面に関する事項 (4) 画面設計ポリシー (オ) メニュー	権限設定	CMSで原課の方が使用できるテンプレート、カテゴリ、承認依頼先、コンテンツなどの利用権限は、基本的には、ロール単位で付与できることが望ましいと考えます。 例) 「人事」に関するテンプレート、カテゴリ、承認依頼先、コンテンツなどは、「人事」ロールを付与された方のみ利用可能とする。この「人事」ロール内に担当個人を設定する。	・ 俗人スキルに頼ることなく、誤ったテンプレート、カテゴリ、承認依頼先などの使用による誤った情報公開の防止が必要と考えるため ・ 特に人事異動時の個々の担当への権限付与の煩雑さ回避のため（ロール内の個人を入れ替えるだけの作業になる）	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「利用用途（一般利用、システム管理等）、利用者（承認者、担当者等）により操作可能な画面が異なるため、利用者の所属係単位による権限設定に応じたメニュー表示が可能であること。」
32	要件定義書案	18	3. 非機能要件定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (3) アクセシビリティ要件	・日本産業規格JIS X8341 シリーズ、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)に準拠し、以下を前提とすること。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html ・JIS X 8341-3:2016 の適合レベルAA に準拠することを目標とすること。	「日本産業規格JIS X8341 シリーズ、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)に準拠」ですが、JIS試験等を行う想定でしょうか。試験を行う場合、ページ修正等の指摘事項への対応が発生しますでしょうか。	JIS試験等の発生有無、試験実施の場合の修正対応について確認したいため。	無	ホームページ構築時において、日本産業規格 JIS X 8341 シリーズ及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)に基づくアクセシビリティ対応適合試験を実施する予定としており、試験結果によっては、修正対応いただく可能性が生じます。 また、運用段階においても、年に一度、同様の基準に基づくアクセシビリティ対応適合試験を実施を想定しています。 試験結果によっては、修正対応いただく可能性が生じますが、この場合は要件定義書(案)3.17. 保守に関する事項 (8) 軽微な改修でご対応いただくことを想定しています。
33	要件定義書案	18	3. 非機能要件定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (3) アクセシビリティ要件	【別冊要件定義書(案)アクセシビリティ要件】 「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAIに準拠することを目標とすること。 また、スマートフォン等での操作を行うユーザーが増えていることを踏まえ、「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.2」までに追加された達成基準についても、可能な範囲で適用すること。」	仕様書に「WCAG 2.2までに追加された達成基準についても、可能な範囲で適用すること」と記載されているが、「可能な範囲で」の具体的な対応範囲・判断基準を明確にしていきたい。 WCAG 2.2でAA以下に新たに追加された6基準は以下のとおりである。 ・ 2.4.11 フォーカスの非遮蔽 (AA) ・ 2.5.7 ドラッグ操作 (AA) ・ 2.5.8 ターゲットサイズ最低限 (AA) ・ 3.2.6 一貫したヘルプ (A) ・ 3.3.7 冗長な入力の排除 (A) ・ 3.3.8 アクセシブルな認証 (AA) これら6基準のうちどれを必須対応とし、どれを任意とするか、また対応工数・費用の取り扱い（見積に含めるか、別途協議とするか）を示していきたい。	WCAG 2.2は2023年10月5日にW3C勧告済みであり、仕様書にも「可能な範囲で適用」と明示されている。 「可能な範囲で」という表現は解釈の幅が広く、対応すべき基準が受注者ごとに異なる提案となり得る。 対応基準・判断ルールが不明確なままでは、設計・実装・検証の工数見積ができず、受注後に追加費用・スコープ変更のリスクが生じるため。+G37:H37M37H37F37:H37M37HH37	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAIに準拠することを目標とすること。 また、スマートフォン等での操作を行うユーザーが増えていることを踏まえ、「Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.2」までに追加された達成基準(レベルA)については、原則として対応を検討するものとする。」

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
34	要件定義書案	22	3. 非機能要件定義 3.3. システム規模に関する事項 (2) データ量 表 19 データ量	3 ログ 約1GB	ログサイズについては、圧縮した場合と非圧縮の場合ではデータ量が大きく異なります。また、取得しているログの種類によっても大きく変化するため、この数値の定義を記載ください。(ログの種類、圧縮/非圧縮、何日分など)	ログに関する数値について明確化するため。	有	ご意見を踏まえ、以下のとおり補足事項に追記します。 ログの種類:CMSにて出力されるコンテンツ管理に関するログ 圧縮/非圧縮:非圧縮 期間:2か月分 ※データ移行対象外
35	要件定義書案	23	3. 非機能要件定義 3.3. システム規模に関する事項 (3) 処理件数 表20 処理件数	項番3: アクセス件数(ピーク時) 244,697件/分 項番4: アクセス件数(通常時) 36,304件/分 項番5: 財務省ホームページのビュー数 23,676,522件/月	上記アクセス件数の定義(正規ユーザーのアクセスのみか、DDoS攻撃・ボット等を含むrawトラフィックか)および、AWS等クラウドインフラの見積における採用すべき前提値をご教示いただきたい。	項番4(通常時36,304件/分)を月換算すると約1,568,332,800件/月となるが、項番5の月間ビュー数23,676,522件/月と約66倍の乖離が生じており、インフラ構成およびCloudFront等のコスト算出に影響を及ぼすため。	有	ご指摘いただいた内容を踏まえ、以下のとおり修正します。(ビュー数は変更ありません) 「項番3: アクセス件数(ピーク時)169,427件/分 項番3補足: ファイルへのリクエスト件数を指す。 項番4: アクセス件数(通常時)4,467件/分 項番4補足: ファイルへのリクエスト件数を指す。」
36	要件定義書案	24	3. 非機能要件定義 3.4. 性能に関する事項 (2) 応答時間 表22 目標レスポンスタイム	※特に国債の入札情報や統計情報等については、公開処理全体の所要時間ではなく、指定日時から1秒以内に公開が完了することを目標とする。	1秒以内に公開するコンテンツ数、ファイル数を明記いただきたい。	アプリケーションの設計に影響するため。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。 要件定義書の想定処理件数を踏まえたご提案によることといたします。
37	要件定義書案	35	3. 非機能要件定義 3.10. 情報セキュリティに関する事項 (3) セキュリティ対策 (A) 権限要件	パスワードは適切に管理され、定期的に変更すること。	理由の内容への方針を鑑み、修正が必要であれば修正をお願いいたします。 昨今のセキュリティ事情より、総務省などからパスワードの定期的な変更は推奨されていません。 ■NCO https://security-portal.cyber.go.jp/guidance/pdf/handbook/handbook-05.pdf インターネットの安全・安心ハンドブックVer 5.10 第5章 パスワードの大切さを知り、通信の安全性を支える暗号化について学ぼう 1.7 パスワードの定期変更は基本は必要なし。 ■総務省 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/security/business/staff/06/ 定期的な変更は不要 ■NIST https://pages.nist.gov/800-63-4/sp800-63b.htm SP 800-63B 3.1.1.2. Password Verifiers	パスワードの定期的な変更についての有効性をご確認するため。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。 職員異動に伴うパスワード変更が基本的には定期タイmingとなるため、定期変更と表現しております。

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
38	要件定義書案	44	3. 非機能要件定義 3.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (2) クラウドサービス構成 (ア) クラウドサービスの要件 ⑧ 負荷分散サービス (D) 負荷分散方式	サーバ単位の負荷分散方式については、以下に示す方式のうち、4種類以上の方式に対応していること。 ➢ 重み付け ➢ ラウンドロビン ➢ 重み付きラウンドロビン ➢ 最小コネクション数 ➢ 重み付き最小コネクション数 ➢ 最小応答時間 ➢ 最小サーバ負荷 ➢ 最小クライアント数 ➢ 最小データ通信量	本要件は主要なクラウドサービスAWSのロードバランサー(ALB/NLB)では要件を満たすことができません。要件の過不足を再検討をお願いします。	記述内容についてご確認するため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり要件を修正します。 「サーバ単位の負荷分散方式については、採用するクラウドサービスが提供するロードバランサーの標準機能として、以下のうち2種類以上の方式に対応していること。 ・ラウンドロビン ・最小コネクション数(または最小未解決リクエスト) ・重み付け(加重ラウンドロビン等) ・最小応答時間 なお、特定のロードバランサーが上記の一部のみに対応する場合であっても、CDN等との組み合わせにより同等以上の負荷分散効果を実現できる構成を提案可とする。」
39	要件定義書案	51	3. 非機能要件定義 3.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ソフトウェア構成 ② ホームページログ解析ソフトウェア	② ホームページログ解析ソフトウェア 全文	ログ分析の要望は記載ありますが仕様要件があいまいと思われます。詳細について最低限実施したい内容の記載をお願いできませんでしょうか。	ホームページログ解析機能についての内容を明確化するため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり要件を追記します。 ②ホームページログ解析ソフトウェア ホームページログ解析ソフトウェアの解析対象とするログ項目は、以下を想定する。なお、提示したものは最低限の項目であるため、解析対象として有効と考えられる項目がある場合は提案すること。 ①アクセス元IP ②identによるリモートユーザー名 ③ユーザー認証によるリモートユーザー名 ④アクセス日時 ⑤httpリクエストヘッダ ⑥ステータスコード ⑦転送バイト数 ⑧リンク元ページURL(検索キーワード含む) ⑨訪問者の使用ブラウザ名・OS
40	要件定義書案	52	3. 非機能要件定義 3.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (5) ネットワーク構成	ネットワーク構成は「(1) システム構成」を参照すること。	P8 1.7. (1) 情報システム化の範囲 図1において、財務省とパブリッククラウド間のネットワークが冗長化(2本)されているように見えますが、本項の要件には冗長化の記載がありません。財務省とパブリッククラウド間のネットワークの冗長化が必要要件なのかご教示いただきたい。		有	ご意見の内容を踏まえ、3.11.(5)ネットワーク構成 (ア)、(イ)、(エ)の要件を削除します。 削除理由としましては、「1秒以内の公開」要件は予約公開機能に関するものであり、予約公開の仕組み上、行政LANとの間で大容量通信を即時に行う必要がなく、常時100Mbpsの帯域保証を求める合理的な根拠がないと判断したためです。
41	要件定義書案	53	3. 非機能要件定義 3.12. テストに関する事項 表27 テスト要件 2 テスト環境	テスト環境については、連携先機関と接続して行う外部連動テストが実施可能な環境として整備するほか、同時並行的な開発に対応できるように複数のテスト環境を整備すること。	テスト環境 = 検証環境 という理解で正しいでしょうか。できるだけ統一をお願いいたします。	記述内容について明確化するため。	有	検証環境とテスト環境は同じ意味でなく、以下の通り用途が異なります。 検証環境 = 運用フェーズにおいて各種検証に用いる環境 テスト環境 = 構築時のテストで用いる環境 ご意見の内容を踏まえ、以下追記いたします。 要件定義書3.12. 表27 項番2 テスト環境 「なお、構築時に利用したテスト環境を、運用時における検証環境に転用することも可とする」
42	要件定義書案	61	3. 非機能要件定義 3.13. 移行に関する事項 (2) 移行計画の作成 表32 計画の種類 3 並行稼働計画	3 並行稼働計画	CMS内のWebコンテンツに関する意図であっているでしょうか。	並行稼働の定義を明確化するため。	無	現行環境との並行稼働となるため、Webコンテンツに限定せずシステム全体が対象となります。

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
43	要件定義書案	62	3. 非機能要件定義 3.13. 移行に関する事項 (6) 移行手順 (ア) Webコンテンツ公開機能及び特定コンテンツ公開機能の各種データ	(ア) Webコンテンツ公開機能及び特定コンテンツ公開機能の各種データ	細かく恐縮ですが、「(ア) Webコンテンツ公開機能及び特定コンテンツ公開機能の各種データ」の誤りでしょうか。	記述内容についてご確認するため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「(ア) Webコンテンツ公開機能及び特定コンテンツ公開機能の各種データ」
44	要件定義書案	64	3. 非機能要件定義 3.13. 移行に関する事項 (12) 移行対象データ	移行対象は以下のホームページとする。 ・ https://www.mof.go.jp ・ https://www2.mof.go.jp/ なお、現時点でCMS管理対象外の以下のコンテンツについては、CMSの管理下へ移行するものとする。 ・ 「財務行政へのご意見・ご要望の受付」 ・ 「予算執行ご意見箱」 ・ 「税制関連ウェブサイトに関するアンケート調査のお願い」 ・ 「財務総合政策研究所ウェブサイト」 (HTML・HTM :約1,200ファイル、汎用テンプレート :10パターンを想定)	表 1-1 業務の範囲には、「FTPでのホームページ作成/更新」、「テンプレートの更新・追加」があり、ファイルの公開もFTPでの更新があり、運用開始後の公開コンテンツ公開には、テンプレートを利用したコンテンツ公開、FTPによるコンテンツ公開の2種類の方式があるかと存じますが、移行対象に記載のコンテンツを移行先のCMSにどちらの方式で移行するかについて、触れられているのが、財務総合政策研究所ウェブサイトのみでございます。 各サイトのコンテンツを全量テンプレート化する必要があるのか、FTPでの移行もあるのか明確すべきかと存じます。	開発スコープの認識齟齬が起こる可能性があるため。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり要件を明確にします。 「移行対象コンテンツについては、原則として次期CMSのテンプレートを利用した管理下への移行(テンプレート化)を行うものとする。 なお、移行対象コンテンツのうち、現在FTP経由で公開している広報誌『ファイナンス』については、今後も特定のコンテンツファイルが提供される運用が想定されている。 次期システムにおける公開・アップロード方式については、現行のFTP方式に限定せず、CMS標準機能、セキュアなファイル転送方式等を含め、セキュリティ、運用性、管理統制の観点から適切な方式を受託者にて提案の上、PJMOと協議して対応すること。」
45	要件定義書案	81	3. 非機能要件定義 3.17. 保守に関する事項 (8) 軽微な改修	運用・保守の期間中に必要となる軽微な改修として以下を実施すること。	保守の事項に記載されていることから、運用項目の作業工数ではなく保守項目として軽微な改修作業における工数を算出する想定で良いでしょうか。		有	ご認識の通りです。 なお、運用・保守業務について、運用期間中に保守として依頼したい業務に変更が生じた場合、業務内容を調整できるように以下の要件を追加しました。 要件定義書3.17.(6)(カ) 「上記を踏まえて、財務省と協議の上、年1回、業務量及び作業内容の妥当性を共同で確認するものとする。当該確認の結果、次年度以降の作業内容・体制・実施サイクル等に調整が必要となった場合には、財務省及び受託者の協議により、双方に不利益を及ぼさない範囲で合理的な見直しを行うものとする。」

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
46	別添資料2_情報・データ量一覧(Webサーバ)		2. 移行要件に係る情報・データ (1) Webサーバ機能	ホームページログ解析サーバの解析データ ホームページログ解析で解析データの基になったアクセスログ等のログデータ	こちらのデータ容量ですが、圧縮データでしょうか。非圧縮データでしょうか。	データ容量について明確化するため。	有	<p>圧縮・非圧縮の別については、以下のとおりになります。</p> <p>2. 移行要件に係る情報・データ (1) Webサーバ機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番1: Webサーバ及び特定コンテンツサーバのコンテンツ等の各種データ →非圧縮 ・項番3: ホームページログ解析サーバの解析データ →非圧縮 ・項番4: ホームページログ解析で解析データの基になったアクセスログ等のログデータ →圧縮 <p>なお、データ量についても、以下のとおり変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○項番1 Webサーバ及び特定コンテンツサーバのコンテンツ等の各種データ MNWSWWS-HVA01 Webコンテンツデータ量: 約55G(非圧縮) データ保存領域: 1.5T MNWSWWS-HVA02 Webコンテンツデータ量: 約55G(非圧縮) データ保存領域: 1.5T MNWSWWS-BVZ01 Webコンテンツデータ量: 約38G(非圧縮) データ保存領域: 1.5T MNWSWWS-HVA01 特定コンテンツデータ量: 約863M(非圧縮) データ保存領域: 1.5T MNWSWWS-HVA02 特定コンテンツデータ量: 約863M(非圧縮) データ保存領域: 1.5T ○項番3 255GB(非圧縮) ○項番4 www: 81GB(圧縮) www2: 508MB(圧縮) 400日経過時点で削除される
47	別添資料2_情報・データ量一覧(Webサーバ)		2. 移行要件に係る情報・データ (1) Webサーバ機能 項番2 CGIスクリプト等	現行システムにはCGI等のサーバーサイドスクリプトが存在しており、新システムへの移行対象に含まれる。	<p>現行CGIスクリプト等について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①使用言語 (Perl/Python/Shell Script 等) ②スクリプト本数・規模 (行数規模) ③主要処理内容 (問い合わせフォーム・検索・外部連携・バッチ処理 等) の詳細を開示いただきたい。 <p>また、クラウド移行後の実装方針 (Lambda化/コンテナ化/廃止・代替手段等) の方向性もご提示いただきたい。</p>	CGIスクリプトの規模・複雑度によって移行時のアーキテクチャ設計・開発工数・費用が大きく変動する。 現行仕様が不明なまま固定価格での請負は受注者のリスクが過大となるため。	有	<p>CGIスクリプト等の詳細については、入札公告期間中の閲覧資料(閲覧資料13: 財務省行政情報化LANシステム詳細設計書等)にてご確認ください。</p> <p>また、要件を以下のとおり補足します。</p> <p>「現行システムにはCGI等のサーバーサイドスクリプトが存在しており、新システムへの移行対象に含まれる。</p> <p>ただし、CMSが提供する標準機能やクラウドサービスのマネージドサービス(AWS Lambda等)の活用を基本とし、可能な限り個別実装に依存しない形での実現を想定している。具体的な移行方針については、設計工程においてPJMOと協議のうえ決定すること。」</p>
48	別添資料3_CMS機能要件		F1-7 コンテンツ管理機能 プレビュー	指定した任意の日時における公開状態のプレビューができること。	日時指定でのサイト全体の公開状態のプレビューではなく、「当該CMS利用者が作成中コンテンツを公開した際のサイト全体のプレビューができること」という要件のほうが適切かと思われまいかでしょうか。	CMS利用者のコンテンツアクセス権を考慮すると、本要件を実現した場合にはコンテンツ公開前にアクセス権がないユーザがコンテンツを閲覧できてしまう(情報漏洩の)可能性があり、それを防止するため。	有	<p>ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「当該CMSの利用者及び管理者が作成中または公開予約中のコンテンツについて、公開予定時刻(分単位)を設定した予約単位で、当該コンテンツ公開時点の表示状態をプレビュー確認できること。なお、当該プレビュー機能は、当該コンテンツへのアクセス権限を有する利用者及び管理者に限定して提供すること。」</p>
49	別添資料3_CMS機能要件		F1-7 コンテンツ管理機能 プレビュー	・指定した任意の日時における公開状態のプレビューができること	指定した任意の日時の単位等ございますでしょうか。(例: 分単位、15分単位等)	記述内容について明確化するため。	有	項番48と同様

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
50	別添資料3_CMS機能要件		F1-9 コンテンツ管理機能 リンク切れ チェック	コンテンツに対する被リンク(バックリンク)チェックを実施し、リンク切れ箇所を自動で検出できること。	要件を正しく理解できない可能性がありますので具体的な運用イメージを教えてください。	「コンテンツに対する被リンク」とは「対象コンテンツへのリンク」であり、リンク切れが発生することは無いように思えるため。	無	リンク先チェックとは、リンク設定したコンテンツがリンク切れを起こしていないかチェックする機能であり、被リンクチェックとは、コンテンツがどのページからリンク先として設定されているかをチェックする機能を想定しています。コンテンツを削除する際にリンク切れを発生させないよう、コンテンツのリンク元を検出した、という趣旨です。
51	別添資料3_CMS機能要件		F3-4 コンテンツ管理機能 ページ・ファイルの削除	ページ・ファイルを即時または指定日時に削除できること	指定日時での削除について、具体的な運用イメージを教えてください。	CMSから指定日時で削除するという利用シーンが想定できないため。	有	CMS内に過去記事等のデータが大量に蓄積されていることを問題視しており、日時を指定して公開終了後にCMS内から削除する利用シーンを想定しています。自動を必須要件にする必要はないため、ご指摘の内容を踏まえて、「別添資料3_CMS機能要件」F3-4の要件は「必須」から「任意(優先度:低)」と修正させていただきます。
52	別添資料3_CMS機能要件		F5-3 コンテンツ管理機能 公開機能	承認が公開予定時刻の1分前であっても、指定日時から1秒以内に公開完了していることが必要	こちらはすべてのコンテンツが対象でしょうか。それとも表22 目標レスポンスタイムに記載されている国債の入札情報や統計情報といった特定のコンテンツが対象でしょうか。	現運用においては特定コンテンツが対象であると読み取りましたが、本調達において対象範囲を拡大させることを想定しているのか確認させていただきます。	有	国債の入札情報や統計情報等は指定日時から1秒以内に公開完了することを目標としております。なお、定時公開の要件を明確にするため、以下のとおり修正します。「定時公開の際、指定日時から1秒以内に公開完了していることが必要」
53	別添資料3_CMS機能要件		F5-4 コンテンツ管理機能 公開機能	コンテンツ管理機能	一覧ページのタイムリー反映は、任意ではなく必須とするのが望ましいと考えます。(これに限らず、任意で優先度高となっているものは、必須なのかと捉えています)	即情報提供が必要な場面もあると考えるため。	有	検討の結果、原案のとおりといたします。なお、随時公開(承認後ただちに公開)の要件であることを明確にするため、以下のとおり修正します。「随時公開の際、一覧ページ(「新着情報」欄など)への情報反映に遅延が発生しているため、承認後速やかに反映されるよう改善が必要。」
54	別添資料3_CMS機能要件		F5-4 コンテンツ管理機能 公開機能	・一覧ページ(「新着情報」欄など)への情報反映に遅延が発生しているため、リアルタイムに近いタイミングで反映されるよう改善が必要。	以下に修正いただけないでしょうか。・一覧ページ(「新着情報」欄など)への情報反映に遅延が発生しているため、リアルタイムに近いタイミングで反映されるよう改善が必要。ただし、承認が公開予定時刻の1分前など緊急の場合は、反映する一覧ページの対象を絞るなど制限をかけてもよい。	ホームページは静的なHTMLで実現することが前提であり、1分以内に静的HTMLを生成して公開するためには、対象のページのみ絞って処理をする必要があると考えております。そのため、関連して反映するページについても絞って処理をする必要があると考えております。	有	ご意見中の但し書きは、定時公開(指定時刻に公開)を前提としたものと思われるますが、本件は随時公開(承認後ただちに公開)に関する要件となります。定時公開と随時公開の要件を明確にするため、関連箇所を以下のとおり修正します。 要件定義書2.1.(2)表13 3 財務省ホームページでは、随時公開の際、「新着情報」欄などの一覧ページへの情報反映にタイムラグが発生しており、最新の更新内容が即時に反映されない課題があった。次期財務省ホームページでは、承認後速やかに情報が一覧ページへ反映されるよう処理方式を改善する。 別添資料3 F5-3 ・定時公開の際、指定日時から1秒以内に公開完了していることが必要。 F5-4 ・随時公開の際、一覧ページ(「新着情報」欄など)への情報反映に遅延が発生しているため、承認後速やかに反映されるよう改善が必要。
55	別添資料3_CMS機能要件		F5-5 コンテンツ管理機能 ワークフロー	・承認依頼および承認作業時に、公開期間の開始日が1年以上前など過去の日付である場合にアラートを表示できること。	本項目を必須要件から任意要件としていただけないでしょうか。	弊社提案CMSの機能ではアラートがないためです。	無	検討の結果、原案のとおりといたします。現行において、既に掲載したコンテンツを掲載日に遡って修正・掲載する運用も想定され、アラート表示にて確認を行う運用となっております。
56	別添資料3_CMS機能要件		F6-2 コンテンツ管理機能 言語切り替え	・ユーザーがサイト内で日本語と英語を切り替えられること。・ミラーとなるページが存在する場合は、該当のミラーページへ遷移する。・ミラーとなるページが存在しない場合は、サイトのトップページへ遷移する。	ページがある場合とない場合で、ナビゲーションの遷移先が異なることは、ユーザビリティ要件の「画面表示・操作の一貫性(統一)」に反すると考えます。そのため、ミラーページがある場合のみ、リンクをページ内に配置するなどが良いかと考えます。また、機械的にリンクを配置する条件として、日本語と英語でディレクトリ構造が一致しているなど機械的にミラー構造であることが判別できる場合と考えております。	—	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。「ユーザーがサイト内で日本語と英語を切り替えられること。・ミラーとなるページが存在する場合は、該当のミラーページへ遷移する。・ミラーとなるページが存在しない場合は、リンクを配置しないこと。また、日本語ページと英語ページとでディレクトリ構造が異なるケースもあるため、ミラーページとして任意のリンク先を設定できること。」
57	別添資料3_CMS機能要件		F9-1 ホームページ管理 配信失敗通知 メール送信	・コンテンツ配信が失敗した際に、担当者へ自動で通知メールを送信できること	以下に修正いただけないでしょうか。・コンテンツ配信が失敗した際に、管理者へ自動で通知メールを送信できること	弊社提案CMSは、コンテンツ配信は管理者が行い、担当者起因の(例えばページの作り方)によって配信失敗することはありません。配信失敗は予期せぬシステムの不具合となるため、管理者に自動通知メールを送信することが必要となります。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。「コンテンツ配信が失敗した際に、管理者及び担当者へ自動で通知メールを送信できること」

「財務省ホームページの構築及び運用・保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見・修正案	理由		
58	別添資料3_CMS機能要件		F11-1 検索・表示機能 サイト内検索	【必須要件】・ホームページ内に公開されているコンテンツを対象に、キーワードによる検索ができること。・検索範囲(税制や国債など)を指定して検索できること。【任意要件】・検索箇所(ページ全体やタイトルのみなど)を指定して検索できること。	以下を要件に追加いただけないでしょうか。・google検索等外部サービスの利用も可。	現行ホームページで利用しているgoogle検索を利用することを想定しています。	有	ご意見の内容を踏まえ、備考欄に以下を追加します。 「外部検索サービスを利用することも可。」
59	別添資料3_CMS機能要件		F12-2 セキュリティ要件 CMSログイン時多要素認証	・パスワードに加え、ハードウェア方式や認証アプリなど別の認証要素を要求し、不正ログインを防止できること	本項目を必須要件から任意要件としていただけないでしょうか。また、職員様が利用可能なハードウェア方式や認証アプリなどの認証要素をご提示いただけないでしょうか。	CMSへのアクセスは専用線からのアクセスとなるため、一般のインターネット回線から接続するCMSよりセキュリティは高いと考えます。また、システム要件で「端末へのソフトウェアインストールを前提としたクライアントサーバ方式、専用端末のシンクライアント(VDI)等の旧来技術は、高コスト化の要因となるため採用しないこと」とあるため、利用可能な認証要素は限定されていると想定しています。	有	ご意見の内容を踏まえ、以下のとおり修正します。 「・パスワードに加え、ハードウェア方式や認証アプリなど別の認証要素を要求し、不正ログインを防止できること。なお、CMS製品が標準機能としてパスワード以外の認証機能を提供しない場合であっても、SSOや認証プロキシ等の前段対策により、同等以上のセキュリティ効果(なりすまし耐性、不正ログイン抑止)を実現できる構成であれば可とする。EntralIDとのSAML/OIDC連携によるSSOを活用することも有効な実装方法として歓迎する。」